

重要事項説明書（令和7年5月1日改訂）

（短期入所生活介護・介護予防短期入所サービス）

短期入所生活介護・介護予防短期入所サービス提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

法人の名称	社会福祉法人 清修会
法人所在地	〒493-0005 愛知県一宮市木曾川町里小牧字笹原148番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 田中秀雄
電話番号	0586-87-0010

2 ご利用施設

施設の名称	ショートステイ スマイルコート黒田
施設の所在地	〒493-0001 愛知県一宮市木曾川町黒田字西町南34番地2
管理者名	小川 一典
電話番号	0586-84-2200
FAX番号	0586-84-2201
メールアドレス	smilecourt@sirius.ocn.ne.jp

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		一宮市長の事業者指定		利用 定数	指定基準該当 サービス
		指定年月日	指定番号		
施設	特定施設入居者生活介護	H19.4.1	2372202545号	30人	指定
居宅	通所介護	H19.4.1	2372202529号	20人	指定

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、社会福祉法人清修会が開設するショートステイスマイルコート黒田の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、事務長、生活相談員、看護・介護職員、機能訓練職員（以下「主な職員等」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な看護・介護サービス等を提供することを目的とする。
-------	---

短期入所生活介護事業所の運営方針	短期入所生活介護事業所あつては、事業所の主な職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
介護予防短期入所生活介護事業の運営方針	介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、事業所の主な職員は、利用者の心身状態の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

5 施設の概要

介護付き有料老人ホーム及び短期入所生活介護事業所

敷 地	2636.324 m ²	
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造5階建（耐火建築）
	延べ床面積	3615.35 m ²
	利用定員	10名

(1) 居 室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	10室	147.17 m ²	13.62~15.40 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面
食堂兼談話室	1室	534.69 m ²	6.68 m ²
多目的ホール・機能回復訓練室	1室	143.23 m ²	1.79 m ²
一般浴室	1室	40.23 m ²	
特殊浴室	車イス浴1 個浴2	3台	
医務・看護師室・静養室	1室	23.62 m ²	

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分		常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		常勤	非常勤			
		兼	兼			
管理者	1	1		1	1	施設長講習
生活相談員	3	3		1	1	社会福祉士等
介護職員	18	13	5	15.8		介護福祉士等
看護職員	2	2		1.8	1	看護師等
機能訓練指導員	1	1		0.1	1	准看護師
介護支援専門員	1	1		0.4	1	介護支援専門員
医師	1		1		必要数	医師免許
栄養士	1		1	0.8	1	管理栄養士資格

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	日勤（8：30～17：15）常勤で勤務	4週8休
生活相談員	日勤（8：30～17：15）常勤で勤務	4週8休
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・早番（7：00～15：45） 日勤（8：30～17：15） 遅番（11：15～20：00） 夜勤（16：30～9：00） ・昼間（8：30～17：15）は、原則として職員1名あたり入所者7名のお世話をします。 ・夜間（16：00～9：00）は原則として職員1名あたり入所者20名のお世話をします。 	4週8休
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・日勤（8：30～17：15）、原則として2名体制で勤務します。 ・夜間については交代で自宅待機を行い緊急時に備えます。 	4週8休
機能訓練指導員	勤務時間帯（8：30～17：15）にて常勤兼務	
医師	2週に1回勤務します。	
栄養士	日勤（8：30～17：15）で勤務	

（注）上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。

なお、勤務の関係上勤務時間が変わる場合がございます。

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給サービス（短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業）

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 ・身体状況に合わせた治療、療養食も提供します。 (食事時間) 朝食 7:30～ 8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週1回、寝具の消毒は、年1回実施します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員（所有資格准看護師）による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。 ・当施設の保有するリハビリ器具 ・移動式平行棒
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医にて健康管理をしていただきます。 ・また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員 川合 七恵
社会生活上 の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽設備 クラブ活動（書道、絵画、音楽等の趣味活動）、喫茶コーナー（随時） ・主なレクリエーション行事

送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、入所者の心身の状況及び社会環境に応じて送迎サービスを行っております。 ・通常の事業実施地域は、愛知県一宮市となります。 ・通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで、1キロメートルあたり10円徴収します。
虐待防止に関する事項	<p>事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に（年2回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。</p> <p>② 虐待防止のための指針を整備する。</p> <p>③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を適切に実施するための担当者を置く。</p> <p>事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。</p>

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理髪・美容	・毎月1回理髪店・美容室の出張による理髪サービスを利用いただけます。
日常生活品の購入代行	・利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用頂く場合は、やむを得ない場合を除き、3日前まで購入代金を添えてお申込み下さい。 (申込先：事務員及び生活相談員)
金銭管理	・自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。費用は無料です。

9 利用料

(1) 法定給付（地域区分6級地のため1単位10,333円で計算します）

【短期入所生活介護事業（従来型個室）】＊日 額

併設短期生活Ⅰ要介護Ⅰ	603単位	併設短期生活Ⅰ要介護Ⅱ	672単位
併設短期生活Ⅰ要介護Ⅲ	745単位	併設短期生活Ⅰ要介護Ⅳ	815単位
併設短期生活Ⅰ要介護Ⅴ	884単位		
サービス提供体制加算Ⅱ	18単位		
送迎加算（片道）	184単位		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に14.0%を乗じた単位		

【介護予防短期入所生活介護事業（従来型個室）】＊日 額

予防併設短期生活Ⅰ要支援Ⅰ	451単位	予防併設短期生活Ⅰ要支援Ⅱ	561単位
サービス提供体制加算Ⅱ	18単位		
送迎加算（片道）	184単位		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に14.0%を乗じた単位		

（注1）介護保険負担割合証に記載された負担割合（1割～3割）を乗じた額となります。

（2）法定外給付

区 分	利 用 料
滞在費	・従来型個室 1,231円（10室）〈1日あたり〉
食費	・朝食 450円 昼食 600円 夕食 550円
理容・美容サービス	・理美容サービス 1回3,600円（カット・シャンプー）～
日常生活品の購入代行サービス	・購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費

（3）入所者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特別な食事	・行事食（敬老会、夏祭り、バイキング食等） 1,575円〈1食あたり〉
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・喫茶コーナー利用代金 ・電気代 ・日常生活品の購入代金 ・レクリエーション費用 ・クラブ活動費用

（注1）滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている場合、その認定証に記載された、金額を1日あたりの料金とします。

（注2）食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている場合、その認定証に記載された金額と、もしくは、実費と比較して低い金額を1日あたりの料金とします。

10 苦情等申立先

苦情相談窓口	窓口担当者 生活相談員 川合 七恵 ご利用時間 平日 8:30～17:15 連絡先 電話 0586-84-2200
苦情解決責任者	苦情責任者 管理者 小川 一典 ご利用時間 平日 8:30～17:15 連絡先 電話 0586-84-2200
第三者委員	ご利用時間 平日 9:00～17:00 後藤 正勝 0586-87-4384 櫻井 善雄 0587-32-7523

市町村	一宮市役所 介護保険課 苦情相談窓口 ご利用時間 平日 8:30～17:15 連絡先 0586-85-7017
国保連合会	愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 ご利用時間 平日 9:00～17:00 連絡先 052-971-4165

1.1 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況の有無	無

1.2 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	一宮市立木曾川市民病院
所在地	一宮市木曾川町黒田字北野黒 165 番地
電話番号	0586-86-2173
診療科	内科、外科、整形外科
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と木曾川病院とは、入所者に病状の急変があった場合、緊急に入院治療できます。

(2)

医療機関の名称	松波総合病院
所在地	岐阜県羽島郡笠松町田代 185-1
電話番号	058-388-0111
診療科	内科、外科、整形外科、循環器科、呼吸器科等
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と松波総合病院とは、入所者に病状の急変があった場合、緊急に入院治療できます。

1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「スマイルコート黒田 消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	木曾川町内会と必要に応じて協議の場を設けます。近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等防災設備	別途定める「スマイルコート黒田 消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	非難階段	1個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：令和5年4月1日 防火管理者：牧野 力也			

1.4 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（9：00～17：00）を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。また、来訪者名簿にも記入して下さい。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒ともにお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	施設において台帳をつくり管理します。
現金等の管理	施設において台帳をつくり管理します。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

